

平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（通知）

〔平成25年3月15日事調第1253号
各（総合）振興局産業振興部長あて事業調整課長〕
一部改正 平成29年12月19日事調第847号

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、一部の建設資材需要状況のひっ迫や、労働者の確保が困難な場合も生じることなどが想定されることから、円滑な工事の推進を図るため、農政部において次のとおり積算方法等に係る試行を実施することとするので、適切に運用願います。

記

1 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

（1）趣旨

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、一部の建設資材の需給状況がひっ迫し、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材の需給状況のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

（2）対象工事

積算基準日が平成30年1月1日以降の工事

（3）設計変更の対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材（生コンクリート、アスファルト合材、石材等）の購入、輸送費等の調達に要する費用、建設機械の調達に要する費用、通常、特定の所在地から調達する仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の輸送費等の調達に要する費用及び器資材（橋梁ベント、橋梁架設用タワー等）。

なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各（総合）振興局にて通常の工事積算で使用している基準とする。

（4）主な手続き

ア 特記仕様書に、別紙の特記仕様書記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

イ 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督員と協議するものとする。

ウ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 趣旨

平成24年度補正予算等の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当てなど地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

(2) 対象工事

平成25年4月1日以降に入札を行う工事

(3) 設計変更の対象項目

「土地改良事業等請負工事の価格積算要領（昭和52年2月22日付け開総第195号、最終改正：平成24年4月13日付け事調第65号）」における下記ア～オの項目（以下「実績変更対象費」という。）とする。

ア 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『宿泊費』

イ 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『借上費』

ウ 第5の1の(7)のウ「労務者の輸送に要する費用」

エ 第5の2の(1)のア「募集及び解散に要する費用」

オ 第5の2の(1)のア「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

(4) 主な手続き

ア 特記仕様書に、別紙の特記仕様書記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする。

イ 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

- ウ 受注者は、当初契約締結後、イにより発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督員に提出するものとする。ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、実施計画書（様式1）の提出は必要のないものとする。その場合、その後に実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。
- エ 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- オ 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- カ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- キ 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

〔事業管理グループ〕
〔設計管理グループ〕

別紙

特記仕様書記載例

<遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更についての記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	40mm級	ゾーン〇〇
土砂		ゾーン〇〇
路面切削機	ホイール式廃材積込装置付	〇〇市
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市

<地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更についての記載例>

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督員に提出するものとする。ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、実施計画書（様式1）の提出は必要のないものとする。その場合、その後に実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、最終生産変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、変更実施計画書（様式2）及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。